

山上茂夫君 石塚先生何時もお世話になっております。卓話御苦労様です。よろしくお願い申し上げます。

大野新吉君 本日の卓話石塚様宜しくお願いします。

今村泉君 7月19日～20日にかけて「ケーブルテレビフェア」を三条商工会議所で開催します。7月19日の2時からはリサーチコアで「ケーブルフォン」の講演会もあります。ぜひお越し下さい。お待ちしております。

山崎勲君

小林満君 BOXに協力

落合益夫君 BOXに協力

今井克義君 BOXに協力

ロータリー財団：

山本賢君 石塚欣司様ご講話ありがとうございます。皆様興味ある話と思います。今年1年何卒ロータリー財団をよろしくお願い申し上げます。

西山斉君 ”

小林繁男君 ”

岡田健君 財団の委員を一年間やらしていただきます。宜しく御願い申し上げます。

米山忠俊君 財団の岡田さんに協力してと、いつもお世話になっています。

淵岡茂君 財団の岡田さんの隣りに着席したので協力します。

石川友意君 岡田さんに協力!!

卓 話：

——— 遺言について ———

公証人 石塚 欣司様

三条公証役場 （東三条1-5-1川商ビル4F）

TEL32-3026



最初に私の経歴を簡単にお話しさせていただきます。出身は埼玉県幸手市です。桜の名所としても知られております。最近では隣の茨城県の五霞町と合併するということで新聞をにぎわせております。なぜ隣の町と合併するのかと、市長のリコール騒ぎもおきております。私は法務局に入りまして39年間勤めまして、平成11年に定年を2年残しまして勸奨いわゆる後身に道を譲るという肩たたきで退職いたしました。平成11年の5月から三条市の公証役場が空いているということで仕事をさせて頂いております。今年で5年目となります。

まず公証人とはどういうものか簡単に説明申し上げます。公証人は法務大臣が任命し、特別職の国家公務員となります。勤務時間は法務省の職員と同じにするようにということでありまして土日、祝日を除く、朝8時半から5時までということになっております。ただ、国家公務員法は適用されませ

なので、こういう会にも出席できますし、飲み会などもお付き合いできることになっております。今は現職の公務員と一緒に飲めるのはお茶ぐらいです。ゴルフも勿論できません。公証人は全国で540名位です。裁判官とか検事又、行政経験の長い者がなっております。当然私は最後の者として法務局に長くいたということで任命されております。法務局の仕事の一番多いのは不動産、会社の登記ですが、登記だけやっているととても務まりませんので、幸いなことに私はそれ以外に戸籍、国籍、供託、人権擁護、訴訟関係など色々経験させて頂いた関係で任命されたと思っております。

公証人の仕事の一つは公正証書を書く、公正証書とは辞書には公務員が職務上書く書類となっています。そこに書いてある日付は確定日付という効力があります。いわゆる私書証書、金銭の貸借、土地建物の賃貸借、これからお話しさせて頂く遺言などを書けることになっております。公証人の書く、公正証書は当然2人の決めたことをそのまま書きます。決めたことでも書けないことがあります。公序良俗に反する、犯罪行為と思われるようなことです。会社を立ち上げるときに最初に作る元始定款は公証人が認証することになっております。途中で定款が変わるのは自由です。最近多いのは私文書の認証です。署名は本人が書いたという認証をします。一番多いのは外国へ出す文書です。外国には印鑑証明という制度がありません。そこで署名をしますが、確かに本人がしたという認証を公証人がしてないと、認めてくれません。日本語ではなく外国語の文章ですが、私は中学1年くらいの時に先生が英語だけでできる子供だけにちやほやして大事にしたものですから、日本人なのになぜという反発心を持ちいわゆるへそ曲がりになり、英語はやる気が起きず苦手でした。それが今になって大変苦労しています。もう一つ大きな仕事は確定日付です。今日の確定日付を押せば今日以前に文書が存在したという証明になります。

特別職の国家公務員といいましたが、国から給料を貰っているわけではなく、資格だけ与えて貰って自分のやった仕事の手数料で事務所を運営するようになっていきます。運営の面におきましては自由業です。前置きはこの位にしまして本題に入らせて頂きます。

『遺言』は正しくは「いごん」ですが一般的には「ゆいごん」と言われておりますので、本日は「ゆいごん」とさせて頂きます。

1. はじめに 最近、遺言はかなり利用されている。

全国の公正証書の数、20011年で63,804件（新潟県は742件）である。しかし日本には世界に冠たる戸籍制度があり、相続人を調べるのが容易なので、欧米に比べるとはるかに少ないということであるが、相続人間の調整（遺産分割協議）が難航することが増えたため遺言する事案が増加した。

2. 遺言の種類

○自筆証書遺言

遺言者が、全文、日付及び氏名を自署し印を押すこと。

遺言者が、亡くなったとき、家庭裁判所に検認の請求をしなければならない。

○公正証書遺言